

13. 各種手続の方法等

1 各種手続について

(1) 窓口業務時間

平日 8:30～17:15

土、日、祝日、夏季一斉休業日及び年末年始（12月29日～1月3日）は、業務を行いません。

(2) 電話による問い合わせ（行事予定、休講、試験、成績その他）については、間違いを生じやすく、また事務上の支障にもなりますので応じません。提示されたものについての不明な点は、独断せずに直接窓口まで来て問い合わせてください。

(3) 各種手続について

種類	担当窓口	手続き内容
休学	農学部 教務 学生担当	病気その他の事由により、2ヶ月以上修学することができない場合には、学部長の許可を得て休学することができます。事前に教務学生担当で手続き・在学期間・授業料等の詳細を確認して指導教員に相談の上、休学願に理由書（病気・怪我の理由による場合は医師の診断書）を添付のうえ提出してください。 なお、月日をさかのぼって願い出ることはできません。
復学		休学期間中に休学の事由が解消し復学する場合は、事前に教務学生担当へ手続き等の詳細を確認して指導教員に相談の上、「復学願」に指導教員の署名を得て、所属学部（研究科）の教務学生担当へ提出してください。 なお、月日をさかのぼって願い出ることはできません。
退学		退学しようとする学生は、学長の許可を得て退学することができます。手続きについては、指導教員及び教務学生担当へ相談の上、退学願を提出してください。 なお、月日をさかのぼって願い出ることはできません。
改姓、住所変更の届出		入学後に改姓した場合は、教務学生担当に遅滞なく届け出てください。また、住所及び電話番号の変更は、Web学務システムから変更を行うとともに、教務学生担当の窓口にも遅滞なく届け出てください。
駐車許可証		岡山大学では、自動車及び自動二輪（原付を含む）での通学を規制しています。希望者については、許可証の申請をし、許可を受けなければなりません。申請手続等は別途掲示によりお知らせします。
諸証明書の発行		在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書（最終年次学生のみ）、健康診断証明書、学生旅客運賃割引証（学割証）は、自動発行機（一般教育棟A棟1階に設置）で各人が発行してください。 その他の証明書や厳封処理が必要な場合については、農学部教務学生担当に申し込んでください。
農学部 グラウンド の使用	農学部 総務担当	農学部のグラウンドは、原則として農学部の構成員（教職員・学生）が使用できます。 使用後は整地・施設の整頓を行ってください。また、使用者は年に数回実施される総合整備に積極的に参加してください。

2 学生への連絡について

学生に周知及び連絡を要する一切の事項は、すべて掲示によって行います。掲示した事項は周知したものととして取り扱います。1日1回以上、必ず掲示板を見るように心がけてください。

掲示の見落とし、見間違いは、自己の責任となりますので、十分に注意してください。

なお、掲示した内容や、それ以外の諸連絡を Gmail により配信する場合がありますので、1日1回以上、Gmail を確認してください。

3 学生証について

学生証は、常に携帯してください。

学生証を紛失又は破損等した場合は、直ちに学務部学務企画課教育支援グループ（一般教育棟A棟2階）まで申し出てください。

4 授業料

(1) 納付について

授業料は、1年分を前半分（4月～9月）と後半分（10月～3月）の2期に分けて5月と11月に納入しなければなりません。本学では、指定の預貯金口座から引き落とす「口座振替」による納入としております。口座振替日は、前半分5月27日、後半分11月27日（振替日が金融機関休業日となる場合は、翌営業日）となります。

なお、既納の授業料は返還できませんので、休学等をする場合は、授業料納入（口座振替）前までに教務学生担当へ願い出てください。

また、前述の期限に納入のない場合は、以後納入の督促（2回）を行い、当該年度末（3月31日）までに授業料が納入されなかったときは、翌年度4月1日付けで除籍となります。

(2) 授業料免除について

高等教育の修学支援新制度による入学科・授業料減免制度を実施しています。

詳細は学務部学生支援課（一般教育棟A棟2階）に問い合わせてください。

5 奨学金

奨学金を希望する場合は、本人の出願により、選考のうえ、採用・貸与されます。出願手続等は、別途掲示によりお知らせします。詳細は学務部学生支援課（一般教育棟A棟2階）に問い合わせてください。

6 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険等について

正課中、学校行事中、通学中、課外活動中等において、身体に傷害を被った場合の災害補償制度として「学生教育研究災害傷害保険」と、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより被る損害賠償制度として、「学研災付帯賠償責任保険」等があります。

農学部では実験・実習を伴う教育を行っていることもあり、全学生が入学時に加入することとしています。

申込手続等の詳細は学務部学生支援課（一般教育棟A棟2階）に問い合わせてください。

7 学生総合支援センター学生相談室

学生相談室では、専任教員やカウンセラー、相談協力委員の教員、ピアサポーター（学生ボランティア）が、みなさんのさまざまな悩みや葛藤の相談に応じています。

大学生活を送るなかで、誰に相談すればよいかわからない、家族や友人には相談しづらい、家族や友人に相談しても解決しなかった、そのように感じたときは気軽に学生相談室を利用してください。

※相談された内容の秘密は厳守します。

【学生相談室】

開室時間 10:00～12:00 / 13:00～17:00

受付場所 一般教育棟C棟1階東側

連絡先 086-251-7169

【学生支援コンシェルジュ】

受付時間 8:30～17:00

受付場所 一般教育棟A棟2階

連絡先 086-251-7182

8 成績評価に関する質問・疑問の受付について

農学部専門教育科目に関して、成績開示後、開示された成績に質問・疑問等がある場合は、当該授業担当教員に質問等をすることができます。教員は学生からの成績評価に関する質問・疑問等を受け付け、真摯に対応します。

教員からの回答に納得できない場合は、「岡山大学農学部専門教育科目における成績評価異議申立に関する要項」に基づき、原則として、当該成績評価の開示日から8日以内に異議を申し立てることができますので、農学部教務学生担当にその旨を申し出てください。

成績評価に関する質問・疑問等がある場合には、農学部教務学生担当にその旨を申し出てください。

9 その他

(1) 拾得物について

農学部での拾得物は、教務学生担当事務室内のキャビネットで保管しています。

(2) 敷地内全面禁煙について

農学部建物全館及び屋外スペースを含め、岡山大学構内は敷地内全面禁煙となっています。

(3) カリキュラム編成への学生の参画について

カリキュラム編成に学生の参画が可能となるよう、卒業時のアンケートにて意見を集約・反映させることとしています。

学生の通学が困難となる事由が発生した場合における 授業等の取扱いについて《概念図》

公欠となる事項

1 気象警報・交通機関の運休

ケース①:
気象警報のうち、
(1)暴風警報
(2)暴風雪警報
(3)大雪警報(三朝を除く。)
(4)特別警報
のいずれかが発表されると…
ケース②:
教員担当理事の判断による休講

大学は休講(※1)

この場合、課外活動についても全て禁止

後日、補講を実施

※1「休講」とは… 授業を取りやめること。

ケース③:
休講の対象とならない気象警報、交通機関
の運行休止により通学が困難となった…

届け出ることで、公欠

授業担当教員が、当該授業に相当
する学習を課すものとする。

2 忌引き

学生の親族に不幸が…
ケース①: 配偶者
ケース②: 1親等(父母、子)
ケース③: 2親等(祖父母、兄弟姉妹、孫)

届け出ることで、公欠

①配偶者 死亡日から(または葬儀等が行
われた日を含む)連続7日以内
②1親等 死亡日から(または葬儀等が行
われた日を含む)連続7日以内
③2親等 死亡日から(または葬儀等が行
われた日を含む)連続3日以内

授業担当教員が、当該授業に相当
する学習を課すものとする。

3 感染症

学生が、感染症に罹患し、出席停止と
なったら…
・インフルエンザ
・麻疹 など
※特定の感染症に限る。

届け出ることで、公欠

医師の発行する病名・罹患期間の記載され
た診断書(治療証明書)に基づき、罹患期
間＝公欠期間とする。

授業担当教員が、当該授業に相当
する学習を課すものとする。

インフルエンザ、麻疹などの集団発生の場合、
感染拡大防止の措置として…

大学は休業(※2)

感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡
大を防止する目的で行う休業措置については、
大学の感染管理対策に基づき行う。

休業となった期間の授業の取扱いは、
その都度、学長及び教育担当理事等
で協議の上、学長が決定するものとす
る。

※2「休業」とは…
授業のみならず、研究活動についても行わないこと。原則
として、大学への立ち入りを禁止する。

4 その他特別の事情

ケース①:
「アラート」が発信され、熊山県内に帰還するサ
イルが低下した場合
(三朝地区の場合は、鳥取県内)

大学は休講(※1)

この場合、課外活動についても全て禁止

後日、補講を実施

※1「休講」とは… 授業を取りやめること。

ケース②:
休講の対象とならない地域に帰還するサ
イルが低下し、学生が通学に利用する交通
機関の運行休止等により通学が困難と
なった場合

届け出ることで、公欠

授業担当教員が、当該授業に相当
する学習を課すものとする。

準公欠(※3)となる事項

1 裁判員制度

2 その他証人、参考人等として裁判所その他官公署へ出頭する場合

ケース①:
辞退せず、裁判員制度に基づき裁判所へ出
頭したら…
ケース②:
証人や参考人等として、裁判所その他官公
署へ出頭したら…

届け出ることで、準公欠(※3)

①出頭したことの証明書を添付
②当該用務に従事した期間の 証明書を
添付

授業担当教員が、当該授業に相当
する学習を課すものとする。

3 骨髄移植のための骨髄液提供等

ドナー候補者又はドナーとなり、検査、入院又は
手術等のために医療機関へ行く場合は…
※臓器以外に提供する場合に限る。

届け出ることで、準公欠(※3)

(財)骨髄移植推進財団の発行する証明書
を添付

授業担当教員が、当該授業に相当
する学習を課すものとする。

4 災害ボランティア活動

災害ボランティア活動に従事する場合は…
※学期当たり、最大7日間(往復に要する
日数を含む。)を課せしめる。
※対象となる災害は、公示する。

事前の申請により、準公欠(※3)

①保護者等及び指導教員等の了承を得た
上で、事前に、申請書を提出
②ボランティア活動終了後、ボランティア活
動報告書の提出

授業担当教員が、当該授業に相当
する学習を課すものとする。

※3「準公欠」とは…
公欠に準じて取り扱う授業欠席のこと。

【注意】 ◆ 上記の各手続きは、所属学部・コース・研究科の教務担当窓口にて行ってください。
◆ 上記以外の授業欠席については、公欠又は準公欠になりません。